令和３年度病院立入検査自己チェックシート（防火・防災対策関係）

病院名：

検査日：令和　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　確認記入者：

判定は、「○」or「×」、該当なしは、「－」でお願いします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 項目 | 摘要 | 判定 |
| 5-1 | 防火管理者及び消防計画 | 適切な防火体制を整備するにあたり、  1.防火管理者の資格を有し、その責務を果たし得る管理的又は監督的地位にある者を防火管理者として定めるとともに、これを所轄の消防署に届け出ている。  2.消防法令に即して消防計画を作成するとともに、これを所轄の消防署に届け出ている。 |  |
| 5-2 | 消火訓練・避難訓練 | 消火訓練及び避難訓練をそれぞれ年２回以上実施している。 |  |
| 5-3 | 防火・消火用の設備 | 防火・消火上必要な設備が整備されている。 |  |
| 5-4 | 点検報告等 | 適切な防火体制の整備にあたり、消防関係法令に即して防火対象物、消防用設備の点検報告等を実施している。 |  |
| 5-5 | 防災及び危害防止対策 | 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備について危害防止上必要な方法を講じている。 |  |

備考

5-1

防火管理者は、収容人員が30人以上の施設について配置。

消防計画は、収容人員が30人以上の施設について作成。

5-2

避難訓練のうち１回は、夜間・休日を想定して実施するよう努めることとすること。

消火訓練及び避難訓練は、収容人員が30人以上の施設について年2回以上実施。

5-3

1. 消火設備

・消火器：延べ面積が150㎡以上

・屋内消火栓：延べ面積が700㎡以上

・スプリンクラー：病院にあっては、3000㎡以上

・屋外消火栓：1階及び2階の部分の床面積の合計が3000㎡以上

1. 警報設備

・自動火災報知器：延べ面積が300㎡以上（平成27年４月より全ての有床の施設に設置が義務化）

・非常ベル及び自動式サイレン：収容人員が20人以上の施設について設置

・放送設備：収容人員が300人以上の施設について設置

1. 避難設備

・避難はしご､すべり台､救助袋、緩降機、避難橋：収容人員が20人以上の施設について、２階以上の階又は地階で、いずれか一つの設備を設置

・誘導灯、誘導標識等：全ての施設について設置

5-5

危害防止上必要な方法の例

①電気を使用する診療用器械器具については絶縁及びアースについて安全な措置を講ずること。また、電源プラグについては時々抜いて、トラッキング現象防止のための適切な処置を講ずること。（平25.10.18医政発第17号参照）

②光線を治療に使用する器械器具については眼球その他に障害を与えぬよう配慮すること。

③熱を使用する器械器具については過熱することのないよう断熱材等を適切に使用すること。

④保育器、酸素テント、高圧酸素室等について定期点検及び使用前点検を行うこと。

⑤年１回以上漏電防止のための措置が講じられていること。

⑥ＬＰガス設備の保安点検を行うこと。（昭57.11.26指第35号参照）